

妊婦のための支援給付について

妊婦のための支援給付は「妊娠による心身の負担」に着目した給付金であり、妊娠時から出産・子育てまで一貫して、すべての妊産婦に寄り添い、継続的な情報発信や定期的な相談対応を実施するとともに、必要に応じて専門的・個別的な支援につなげていくことをねらいとし、子どもをもつことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることのできる環境を整備することを目的としたものです。

支給対象者及び支給額

① 妊婦のための支援給付(1回目)

産科医療機関において妊娠の事実が客観的に確認できる必要があり、その客観的事実(エコー写真や妊娠証明書等)を基に妊婦であることの認定をします(妊婦給付認定)。

妊婦給付認定に関する妊娠の定義は、受診した産科医療機関の医師等が胎児心拍を確認したことをもって妊娠の事実としています。

支給対象	・申請時(親子健康手帳交付時)に糸満市に住民票を有する者 ・妊婦給付認定を受けた者	妊婦一人あたり 5万円
-------------	--	-----------------------

② 妊婦のための支援給付(2回目)

妊娠しているこどもの人数に応じて支給します。糸満市では、申請時に面談も併せて実施します

支給対象	・申請時に糸満市に住民票を有する者 ・妊婦給付認定を受けた者 ・妊娠しているこどもの人数等の届出を行った者	妊娠しているこどもの人数 ×5万円
-------------	---	-----------------------------

受給に関する注意事項

- 全国で同様の事業が実施されています。
※複数の自治体から重複して受給することはできませんので、ご注意ください。
- すでに糸満市から転出している場合は、転出先の自治体でお手続きください。
- 所得による制限はありません。
- 代理人等への支給先変更は原則不可で、妊婦本人へ支給いたします。
- 申請期限は、産科医療機関等で妊娠が確定した日から2年間を経過した日の前日までとなります。(期限によらず早めの申請をお願いします。)



お問い合わせ先

●糸満市こども家庭センター(糸満市役所 2階 21番窓口)

TEL 098-840-8181 FAX 098-840-8154

担当:母子保健係

①【妊婦のための支援給付①】

令和7年4月1日以降に妊娠届出をされた妊婦

- **医療機関で妊娠の確認後**、いとまん子育て応援アプリ「**母子モ**」から下記 a～c を申請し、母子モから窓口の来所予約を行ってください。
 - a)糸満市妊婦給付認定申請書
 - b)妊娠中の方へのアンケート

※申請者と口座名義人は母親【妊婦】に限ります。
※必ず連絡が取れる連絡先をご記入ください。

- **面談の実施**(親子健康手帳の発行とあわせて実施します)
妊婦のための支援給付①の受給申請時に、**保健師等との面談**を行います。
妊婦以外の方が窓口に来られた場合は、後日改めて面談の機会を設けます。

- 申請書類を受理してから概ね1か月以内に、指定された口座に振り込みます。
※申請書類に不備等があった場合はこの限りではありません。

◆面談に持参するもの 振込先口座番号がわかるもの・本人確認書類・エコー写真または妊娠証明書



②【妊娠 8 か月頃のアンケート】

- いとまん子育て応援アプリ「**母子モ**」から、アンケートのお知らせが届くので、回答をお願いします。
※通知前の回答は再度入力を依頼することがあります。
- ※アンケートの回答は妊婦のための支援給付②の受給条件となりますのでご注意ください。

③【妊婦のための支援給付②】

令和7年4月1日以降に出産を迎える方

- **産後 2 週間以内に**、いとまん子育て応援アプリ「**母子モ**」から下記 a～c を申請してください。
 - a)胎児の数の届出書
※お手続き後、口座氏名が変更になった場合は、こども家庭センター(母子保健係)へご連絡ください
 - b)出産後の方へのアンケート

※糸満市で妊婦のための支援給付①を受給した方が対象になります。糸満市以外で妊婦のための支援給付①を受けられた方は改めて妊婦給付認定を申請していただく必要があります。

※申請者と口座名義人は母親【妊産婦】に限ります。
※必ず連絡が取れる連絡先をご記入ください。

～申請後、**面談**を実施します。こども家庭センター(母子保健係)からの連絡をお待ちください～

- ◆面談時に持参するもの 振込先口座番号がわかるもの・本人確認書類
※妊婦のための支援給付①の振込口座番号と異なる場合や糸満市内で妊婦のための支援給付①を受給していない場合は窓口を持参してください。

- 申請書類を受理してから概ね 2 か月以内に、指定された口座に振り込みます。
- ※申請書類に不備等があった場合はこの限りではありません。

流産・死産等を経験された方へ、お子様をなくされた方へ

- 流産・死産・人工妊娠中絶等を経験した方、お子様を亡くされた方も申請いただけます。妊娠の事実や胎児の数を確認するため、親子健康手帳が必要となります。
- 妊娠の届け出をする前に流産等を経験した方も申請できます。その場合は、医師が胎児心拍を確認した際の診断書等で妊娠の事実を確認させていただきます。